

制度・助成・手当

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

☎ 子ども相談課 ☎7185-1111(内線369)

健全な言語及び社会性の発達を支援するために、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度の難聴児の補聴器購入に要する費用の一部を助成します。

小児慢性特定疾病医療費助成制度

☎ 千葉県松戸保健所(松戸健康福祉センター) ☎047-361-2138

長期にわたり療育を必要とする慢性疾患にかかっている児童の医療費の一部を助成します。
※疾病ごとに認定基準があります。※所得に応じて自己負担があります。

特定疾病療養者援助金

☎ 障害者支援課 ☎7185-1111

特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、特定疾患医療受給者証のいずれかの交付を千葉県から受け、当該年度の基準日(1月1日)に、受給資格を満たしている方へ援助金を支給します。

※所得制限があります。

※特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、特定疾患医療受給者証の申請及び相談は、千葉県松戸保健所(松戸健康福祉センター)で行います。

特定不妊治療費助成

千葉県特定不妊治療費助成事業

☎ 千葉県松戸保健所(松戸健康福祉センター) ☎047-361-2138

千葉県では、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精、体外・顕微授精に伴う男性不妊治療<精子採取手術>)に要する治療費の一部を助成しています。

※要件があります。

住まいの応援

☎ 建築住宅課 住宅政策係 ☎7185-1111(内線601)

若い世代の住宅取得補助

40歳未満の方が住宅を取得し、市外からの転入者または、東側地区に住宅を取得した方である場合、住宅取得補助金が受けられます。

住宅リフォーム補助

子育て世帯がリフォーム補助金を利用した場合に、対象工事や上限額の優遇措置があります。